

公民館登録団体地域派遣事業(おとどけ公民館)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民で構成された団体又はグループ(以下「団体等」という。)の要請に応じ、当該団体等が主催する学習活動の場に公民館登録団体のメンバーが講師として出向き、日頃の活動で培った知識または技術を共有する学習機会を提供することにより、市民の生涯学習に関する意欲を高め、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的に実施する公民館登録団体地域派遣事業(以下「おとどけ公民館」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 おとどけ公民館を利用できる者は、原則として、市内に在住、在勤または在学する者が半数以上で構成された営利、政治、宗教活動を目的せず、5名以上が在籍する団体とする。

(内容)

第3条 おとどけ公民館の内容は、毎年中央公民館と登録団体が協議のうえ、別に定めるものとする。

(開催日時及び場所等)

第4条 おとどけ公民館の開催日時は、年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)を除く日の午前9時から午後8時までのうち、原則2時間以内とする。

開催場所は、市内に限るものとし、政治・宗教活動を目的とした団体の活動拠点とみなされる施設での開催は不可とする。

また、会場については、申込団体等の責任において確保するものとする。

(申込み)

第5条 おとどけ公民館を利用しようとする団体等の代表者(以下「申込者」という。)は、開講を希望する日の50日前までに、利用申込書を香芝市中央公民館に提出するものとする。

(決定)

第6条 香芝市中央公民館は、前条の申込があったときは、その申込内容について調整の上、実施の可否を決定し、決定通知書により申込者に通知するものとする。

(受託の制限)

第7条 香芝市中央公民館は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、おとどけ公民館の依頼を受託しない。

- (1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2)政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3)事業の目的に反し、その開催が適当でないとき。

香芝市中央公民館は、前条の規定による決定を受けた団体等が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(変更後の届出)

第8条 第7条の規定によりおとどけ公民館受託の決定を受けた申込者は、開催日時、場所その他申込事項を変更しようとするとき又は開催を見送ろうとするときは、速やかに派遣事業変更・取消し届出書を香芝市中央公民館に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(費用等)

第9条 おとどけ公民館にかかる講師料は、無料とする。ただし、材料費その他受講に係る費用は、申込団体等において負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。